

犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市環境基本条例（平成14年条例第4号）第14条の規定により、地球温暖化防止の推進を図るため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を導入する者に対し予算の範囲内で交付する犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において次のいずれかの方法により設備を導入した者
 - ア 自らが所有し、及び居住する戸建住宅への設備の設置（以下「既存住宅設置」という。）
 - イ 自らの居住の用に供する戸建住宅の新築に伴う設備の設置（以下「新築設置」という。）
 - ウ 自らの居住の用に供する既に設備が設置された戸建住宅（以下「設備付き住宅」という。）の購入
- (2) 第5条第1項の申請の日において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する世帯の構成員（18歳未満の者を除く。以下同じ。）が、納期限が到来している犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税の滞納がない者
- (3) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象設備)

第3条 補助の対象となる設備は、次の表のとおりとする。ただし、同一年度内において、同表1の項から5の項までに定める設備にあっては1世帯につき設備ごとに1基に限り、同表6の項から8の項までに定める設備にあっては1世帯につき1回に限る。

区分	設備の名称	要件
1	定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）	愛知県が実施する住宅用地球温暖化対策設備導入促進費に係る補助金（以下「県補助金」という。）の交付対象とされる蓄電池であること。
2	家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）	県補助金の交付対象とされるHEMSであること。
3	電気自動車充給電設備（以下「充給電設備」という。）	県補助金の交付対象とされる充給電設備であること。
4	家庭用燃料電池システム（以下「燃料電池」という。）	県補助金の交付対象とされる燃料電池であること。
5	太陽熱利用システム	県補助金の交付対象とされる太陽熱利用システムであること。
6	太陽光発電設備（一体的導入をする場合に限る。以下「太陽光発電」という。）	県補助金の交付対象とされる住宅用太陽光発電施設であること。
7	高性能外皮等（一体的導入をする場合に限る。）	県補助金の交付対象とされる高性能外皮等であって、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）に導入されるものであること。

8	断熱窓改修工事（一体的導入をする場合に限る。）	県補助金の交付対象とされる断熱窓改修工事であること。
---	-------------------------	----------------------------

2 前項の表において「一体的導入」とは、太陽光発電及びHEMSに併せて蓄電池、充給電設備、高性能外皮等又は断熱窓改修工事を一体的に導入することをいう。

3 第1項の表において「ZEH」とは、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量の収支が0又はマイナスの住宅をいう。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、この額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金交付の申請）

第5条 申請者は、設備の設置工事（以下「設置工事」という。）が完了した日（新築設置又は設備付き住宅を購入した場合にあっては、申請者に住宅の引渡しが完了した日。以下同じ。）から起算して60日を経過する日又は設置工事が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1）及び経費内訳書（様式第2）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 既存住宅設置にあっては設備の設置に係る工事請負契約書の写し、新築設置及び設備付き住宅にあってはこれらの戸建住宅に係る売買契約書の写し
- (2) 設備を設置した住宅又は設備付き住宅の位置図
- (3) 既存住宅設置、新築設置又は設備付き住宅の購入に係る支払いをしたことが確認できる領収書又は口座振込に係る書類の写し及びその内訳書の写し

- (4) 設備付き住宅を購入した場合にあっては、住宅に係る引渡し証明書（様式第3）（申請者が署名し、又は記名押印したものに限る。）
- (5) 蓄電池、H E M S、充給電設備、燃料電池、太陽熱利用システム及び太陽光発電にあっては、保証開始日が確認できる保証書の写し
- (6) Z E Hにあっては、国が実施するZ E H支援事業（以下「国Z E H支援事業」という。）に係る補助金の額の確定を受けたことが分かる書類（以下「確定通知書等」という。）の写し又は建築物省エネルギー性能表示制度（以下「B E L S」という。）に係る評価書の写し
- (7) 断熱窓改修工事にあっては、製造事業者等が発行する熱貫流率を記載した出荷証明書の写し又はこれに準ずるもの
- (8) 住宅の全景、設備の設置状態並びに蓄電池、H E M S、充給電設備、燃料電池、太陽熱利用システム及び太陽光発電にあっては、機器本体に貼付されている型式、製造番号等が確認できる写真
- (9) 同意書兼誓約書（様式第4）（申請者及びその属する世帯の構成員が署名し、又は記名押印したものに限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合（B E L Sに係る評価書の写しを添付する場合を除く。）において、申請者は、同項に定める期日までに国から確定通知書等を受け取ることができない場合には、国Z E H支援事業に係る補助金の交付決定通知書の写しを市長に提出するものとする。この場合において、申請者は、国から確定通知書等を受け取ったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する旨の決定をしたときは犬山市住宅用地球温暖

化対策設備導入費補助金交付決定通知書（様式第5）により、交付しない旨の決定をしたときは犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金不交付決定通知書（様式第6）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は同項の交付決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 市長は、前条第1項の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載する等、補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(2) この要綱、関係法令等に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付決定取消通知書（様式第7）により補助対象者に通知するものとする。

（協力要請）

第8条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて設備に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

2 補助対象者は、市長から前項の協力要請があったときは、協力するように努めるものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 犬山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成 22 年要綱第 15 号）

(2) 犬山市住宅用蓄電池設置費補助金交付要綱（平成 28 年要綱第 48 号）

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 3 日から施行し、改正後の犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱第 5 条の申請を行う者について適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱第5条の申請を行う者について適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	設備	補助対象経費	補助金の額
単体 導入	蓄電池	リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等をいう。）で構成される設備の設置に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額に相当する額（その額が150,000円を超えるときは150,000円）
	H E M S	データ集約機器、通信機器、制御装置、モニター装置、計測機器及び配線・配線器具の購入並びに据付その他設備の設置工事に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額に相当する額（その額が10,000円を超えるときは10,000円）
	充給電設備	設備本体及び付属品（充電コネクタ、ケーブル等）の購入及び据付けその他対象設備の設置工事に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額に相当する額（その額が50,000円を超えるときは50,000円）
	燃料電池	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品（リモコン、配管カバー、燃料電池試運転に係る費用等）、配線、配線器具、配管及び配管器具の購入、据付並びにこれらの工事に付随する工事に関する費用（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額に相当する額（その額が50,000円を超えるときは50,000円）

		く。)	
	太陽熱利用システム	集熱部、貯湯部、蓄熱部、配線、配線器具、配管及び配管器具の購入並びに据付けその他対象設備の設置工事に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額に相当する額（自然循環型にあってはその額が16,000円を超えるときは16,000円、強制循環型にあってはその額が48,000円を超えるときは48,000円）
一体的導入	太陽光発電	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計及び配線・配線器具の購入並びに据付けその他設備の設置工事に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額に相当する額又は10,000円に設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計（単位はキロワットとし、小数点以下2位未満を切り捨てて算出する。）を乗じて得た額（その額が40,000円を超えるときは、40,000円）のいずれか小さい額

	断熱窓改修工事	断熱窓の設置工事に係る費用 (消費税及び地方消費税を除く。)	補助対象経費の額に相当する額(その額が70,000円を超えるときは、70,000円)
	蓄電池、HEMS及び充給電設備	設備の区分に応じ、それぞれ単体導入の項に定める補助対象経費の額	設備の区分に応じ、それぞれ単体導入の項に定める補助金の額
一体的導入(ZEHEに係るもの)	高性能外皮等(太陽光発電及びHEMSを含む。)	県補助金の交付対象とされる住宅として補助を受けた対象経費の額	補助対象経費の額に相当する額(その額が160,000円を超えるときは、160,000円)

備考

- この表において、「自然循環型」とは集熱器及び貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するものをいう。
- この表において、「強制循環型」とは集熱器及び蓄熱槽の間を強制的に循環させることによって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの又は集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するものをいう。